

「千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（案）」に関する パブリックコメント手続の実施について

千葉市では、千葉駅東口の西銀座地区において、商業及び業務機能が集積した立地環境を保全するとともに、恒常的なにぎわいの創出を図ることを目的として、「千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（案）」を作成しました。

つきましては、この案に対するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 条例制定の趣旨

「千葉駅周辺の活性化グランドデザイン」に位置づけた西銀座周辺エリアのまちづくりを実現するため、土地利用の規制・誘導施策として、都市計画法に基づく特別用途地区「千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区」を定める予定です。

これに伴い、建築基準法において、特別用途地区の指定の目的のために必要な建築物の制限については、条例に定めることとされていることから、「千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例」を制定するものです。

2 案の公表

(1) 公表期間

令和3年11月8日（月）～12月7日（火）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】<https://www.city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧及び配布

建築指導課（中央コミュニティーセンター3階）、市政情報室（中央コミュニティーセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和3年11月8日（月）～12月7日（火）※郵送の場合は当日消印有効

(2) 意見の提出方法

「千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（案）」に対する意見」と記載し、住所、氏名または、団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1
千葉市役所建築指導課

イ FAX 043-245-5888

ウ 電子メール shido.URC@city.chiba.lg.jp

エ 持参 建築指導課（中央コミュニティーセンター3階）、
各区役所の地域振興課

(3) 市民への周知

ア ちば市政だより 11月号掲載

イ 市ホームページ 令和3年11月8日（月）公開

4 意見の公表

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和3年12月に市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

5 今後の予定

令和3年11月2日 都市計画審議会

11月下旬 都市計画決定

12月 パブリックコメント意見の公表

令和4年 1月 令和4年第1回千葉市議会定例会に条例案を提出

6 添付書類

(1) 「千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（案）」の概要

(2) 資料1 「千葉市千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区建築条例（案）」の適用区域

(3) 資料2 「千葉駅東口周辺にぎわい商業業務地区 現行の建築制限と条例による建築制限の比較表（案）」

<参考>

特別用途地区とは

用途地域を補完する制度で、地方公共団体の条例により、建築基準法の用途制限を強化又は緩和することができます。

特別用途地区の種類、位置、区域、面積を都市計画法に基づき、都市計画審議会に諮り都市計画決定し、具体的な建築物の制限については、建築基準法に基づき、地方公共団体の条例（建築条例）により定めることとされており、これには用途地域と同様に法的な拘束力があります。